

構造用パネルの日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表
 ○構造用パネルの日本農林規格（昭和62年3月27日農林水産省告示第360号）

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 0360:<u>20xx</u></p> <p style="text-align: center;">構造用パネル Structural Panel</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 表示事項</p> <p><u>表示事項については、次による。</u></p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1) （略）</p> <p>2) <u>等級</u></p> <p>3) （略）</p> <p>4) <u>製造業者、販売業者又は輸入業者（以下“製造業者等”という。）の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>b) ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものにあつては、a)に規定するもののほか、ホルムアルデヒド放散量の表示記号を一括して表示しなければならない。</p> <p>c) a)及びb)に規定するもののほか、強軸方向を表示しなければならない。</p> <p>d) ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあつては、a)～c)に規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示してもよい。なお、その旨を表示する場合にあつては、一括して表示しなければならない。</p> <p>e) 被覆材料を貼付した構造用パネルにあつては、a)～d)に規定するもののほか、被覆材料を貼付した旨を一括して表示しなければならない。</p> <p>6.2 表示の方法</p> <p><u>表示の方法については、次による。</u></p> <p>a) 6.1 a)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1) 品名 “構造用パネル”と記載する。</p> <p>2) <u>等級 “1級”，“2級”，“3級”又は“4級”の別を記載する。</u></p> <p>3) 寸法 厚さ、幅及び長さをミリメートル、センチメートル又はメートルの単位を明記して記載する。</p> <p>4) <u>製造業者等の氏名又は名称及び所在地 製造業者又は販売業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。ただし輸入品にあつては、輸入業者の氏名又は名称及び所在地を記載しなければならない。</u></p> <p>b) 6.1 b)によって、ホルムアルデヒド放散量の表示記号を表示する場合には、次の1)～4)に規定するところによって記載しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">日本農林規格</p> <p style="text-align: right;">JAS 0360:<u>2019</u></p> <p style="text-align: center;">構造用パネル Structural Panel</p> <p>1～5 （略）</p> <p>6 表示</p> <p>6.1 表示事項</p> <p>a) 次の事項を一括して表示しなければならない。</p> <p>1) （略） （新設）</p> <p>2) （略）</p> <p>3) <u>製造業者又は販売業者（輸入品にあつては、輸入業者）の氏名又は名称及び所在地</u></p> <p>b) ホルムアルデヒド放散量についての表示をしてあるものにあつては、a)に規定するもののほか、ホルムアルデヒド放散量の表示記号を一括して表示してあること。</p> <p>c) a)及びb)に規定するもののほか、強軸方向を表示してあること。</p> <p>d) ホルムアルデヒドを含む接着剤を使用していないことを登録認証機関又は登録外国認証機関が認めた場合にあつては、a)からc)までに規定するもののほか、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用している旨を表示することができる。なお、その旨を表示する場合にあつては、一括表示するものとする。</p> <p>e) 被覆材料を貼付した構造用パネルにあつては、a)からd)までに規定するもののほか、被覆材料を貼付した旨を一括して表示してあること。</p> <p>6.2 表示の方法</p> <p>a) 6.1 a) 1)及び6.1 a) 2)に掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われなければならない。</p> <p>1) 品名 “構造用パネル”と記載すること。 （新設）</p> <p>2) 寸法 厚さ、幅及び長さをミリメートル、センチメートル又はメートルの単位を明記して記載すること。 （新設）</p> <p>b) 6.1 b)により、ホルムアルデヒド放散量の表示記号を表示する場合には、次の1)から4)までに規定するところによって記載しなければならない。</p>

- 1) 5.9 のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果が 4.6 表 2 の F☆☆☆☆ と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆☆☆”と記載する。
 - 2) 5.9 のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果が 4.6 表 2 の F☆☆☆ と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆☆”と記載する。
 - 3) 5.9 のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果が 4.6 表 2 の F☆☆ と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆”と記載する。
 - 4) 5.9 のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果が 4.6 表 2 の F☆ と表示するものの項に該当するときは、“F☆”と記載する。
- c)～e) (略)
- f) 6.1 a), 6.1 b), 6.1 d) 及び 6.1 e) に掲げる事項の表示は、附属書 B によって、各個又は各こりに、格付の表示の同一面の見やすい箇所に明瞭にしなければならない。
- 6.3 (略)

- 1) 5.9 のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果が 4.6 表 2 の F☆☆☆☆ と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆☆☆”と記載すること。
 - 2) 5.9 のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果が 4.6 表 2 の F☆☆☆ と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆☆”と記載すること。
 - 3) 5.9 のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果が 4.6 表 2 の F☆☆ と表示するものの項に該当するときは、“F☆☆”と記載すること。
 - 4) 5.9 のホルムアルデヒド放散量試験による試験結果が 4.6 表 2 の F☆ と表示するものの項に該当するときは、“F☆”と記載すること。
- c)～e) (略)
- f) 6.1 a), 6.1 b), 6.1 d) 及び 6.1 e) に掲げる事項の表示は、附属書 A によって、各個又は各こりごとに、見やすい箇所に明瞭にしなければならない。
- 6.3 (略)

附属書 A (略)

附属書 A (略)

附属書 B
(規定)
構造用パネルの表示の様式

附属書 B
(規定)
事項の表示

(削る。)

B.1 事項の表示

6.1 に規定する事項の表示について、表示の様式は次による。この様式は、縦書きとしてもよい。

6.2 に規定する事項の表示を、次に示す。

品	名
等	級
ホルムアルデヒド放散量 ^{a)}	
寸	法
使用接着剤の種類 ^{b)}	
被覆材料 ^{c)}	
製造業者等 ^{d)}	

品	名
(新設)	
ホルムアルデヒド放散量	
寸	法
使用接着剤の種類	
被覆材料	
製造業者	

注 a) ホルムアルデヒド放散量についての表示をしないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。

注 b) 非ホルムアルデヒド系接着剤を使用した旨の表示をしないものにあつては、この様式中“使用接着剤の種類”を省略する。

注 c) 被覆材料についての表示をしないものにあつては、この様式中“被覆材料”を省略する。

注 d) 製造業者等は、製造業者である場合にあつては“製造業者”に、販売業者である場合にあつては、“販売業者”に、輸入品にあつては、“輸入業者”に置き換える。

図 B.1—構造用パネルの表示の様式

(新設)

(削る。)

B.1.1 ホルムアルデヒド放散量についての表示をしないものにあつては、この様式中“ホルムアルデヒド放散量”を省略する。

B.1.2 非ホルムアルデヒド系接着剤を使用した旨の表示をしないものにあつては、この様式中“使用

接着剤の種類”を省略する。

B.1.3 被覆材料についての表示をしないものにあつては、この様式中“被覆材料”を省略する。

B.1.4 表示を行う者が販売業者である場合にあつては、この様式中“製造業者”を“販売業者”とする。

B.1.5 輸入品にあつては、B.1.4にかかわらず、この様式中“製造業者”を“輸入業者”とする。

B.1.6 この様式は、縦書としてもよい。